

別紙第9

# 避難受入段階の計画

要旨	他市町村から避難住民等を受け入れる段階では、県と連携して受入れ、救援を行います。 また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。
----	--

関連する計画

町	避難所開設・運営マニュアル、福祉避難所開設・運営マニュアル
---	-------------------------------

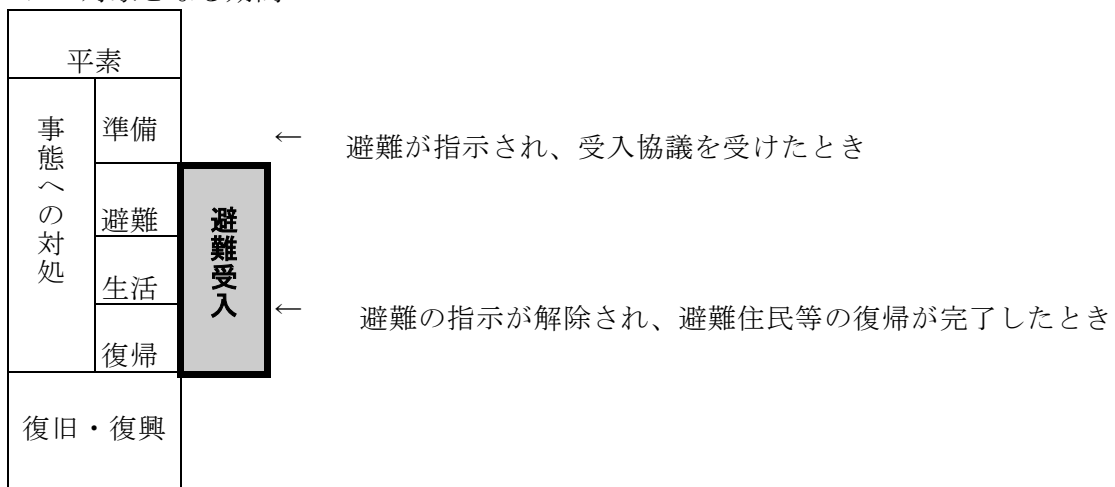
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
避難タイプによる違いはなく、共通です。 要避難都道府県、受入市町村との協議、避難生活段階の計画に準じた救援を行います。		

## 1 状況

(1) 期間

ア 対象となる期間



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は受入地域で避難生活をおくり、町は県等と協力して避難住民の受入れ及び避難住民等の救援を行います。

受入地域においては、危険性、緊急性や武力攻撃災害発生の可能性は比較的低い状況ですが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。また、武力攻撃災害等対処の準備、受入れに伴う社会的混乱の防止等が必要です。

- (2) 情報計画  
別紙第1「情報計画」参照

## 2 構想

### (1) 活動方針

町は、避難住民を受け入れ、県が行う救援を補助（法76②）するとともに、県からの法定受託により救援を行います（法76①）。

この際、適切かつ迅速な受入れ、救援の実施、県、関係機関・団体との連携及び受入地域住民への周知を重視します。

### (2) 実施要領

#### ア 情報の的確かつ迅速な収集、分析及び提供

避難住民の受入れ、避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速に収集し、県、要避難市町村、関係機関・団体と共有するとともに、住民へ周知します。

#### イ 実施体制の確立

速やかに町の組織を避難住民の受入れ、避難住民等の救援の体制へ移行します。

また、国の指定（法25）を受けて対策本部を設置します。

#### ウ 受入れの決定、実施

町内の受入地区・施設等を決定し、県、要避難市町村等と連携して、避難住民等の円滑な受入れに努めます。

この際、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織などの協力を得るとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の受入については、東部消防局と連携します。

また、避難住民の受入れに際しては必要に応じ、郡家警察署などが実施する避難住民のスクリーニングに協力します。

#### エ 救援の実施

県、関係機関・団体と連携して、的確かつ迅速に避難住民等に対する救援を実施します。救援は本来現物給付によるものであることを前提として、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行います。

#### (ア) 県が実施する救援の補助

a 避難住民等の救援については、原則として県が実施し、町はこれを補助することとされています。（法76②）

b このため、町は、救援を実施する県の各担当部局と密接に連絡調整を行い、情報の収集・提供、避難住民等への広報、施設・用地等の確保、救援作業など、県が実施する救援の補助を行います。

#### (イ) 町による救援の実施

町は、通知を受けたときは、自らの事務として当該救援事務を実施するとともに、必要に応じ収用や使用等の権限を行使します。

#### オ 武力攻撃災害の対処準備及び対処

避難住民等の避難生活の間において武力攻撃災害の対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

#### カ 住民生活の安定確保

避難住民の受入れにより住民生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。

## 3 町の役割

担当課	内 容
共通	1 その他町長の命ずる事項
総務課	1 町が実施する受入、救援の総括 2 町対策本部の設置 3 受入、救援に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊等との連絡調整 4 防災行政無線の使用・維持 5 危険物質等の保安対策 6 被災情報の収集、提供 7 特殊標章等の交付、使用許可 10 職員の服務、派遣、受入等 11 職員の活動支援、安否等に関する事 12 情報の記録・収集、広報に関する事 13 避難住民の受入誘導 14 自治会等の連絡調整・支援 15 要避難市町村役場仮庁舎、現地対策本部の設置等
町民福祉課	1 高齢者、障害者、乳幼児等の受入、救援 2 避難所の開設、運営 3 火葬等の許可 4 避難住民等に対する医療の提供 5 感染症の予防、対策等 6 町内診療所等の医療に係る連絡調整 7 ボランティアの支援・調整 8 人権の擁護に関する事 9 外国人の受入、救援、情報提供 10 安否情報の収集・提供等 11 わかさこども園児の救援等 12 赤十字標章等の使用許可申請 13 義援金、救援物資の集配等 14 避難住民等への生活関連物資の確保、給付に関する事 15 避難住民等への健康維持、保健衛生に関する事 16 避難住民等用住宅の供与 17 入浴施設、トイレ等の確保、提供 18 食品衛生、食中毒防止等 19 遺体の処理、埋葬等 20 有害物質等の保安対策 21 生活関連物資の需給に関する事 22 他に属さない生活支援及び保護に関する事
ふるさと創生課	1 運送の手配、運営に関する事
農林建設課	1 道路（農林道を含む）の状況確認、確保 2 応急仮設住宅等の建設 3 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調整 4 ライフライン（電気、電話、ガス）の提供に関する連絡調整等 5 町内の状況把握、対策 6 河川漂流物等に関する情報収集、保管、対処 7 用地の確保、土地の使用・提供等

	8 危険箇所、支障となる工作物の除去等 9 町営住宅の調査、応急復旧等 10 避難住民等への飲料水の供給 11 上下水道の維持、改良及び水質検査等に関すること
にぎわい創出課	1 避難住民等の就職支援 2 観光施設への避難住民等の受入
税務課	1 町税・諸収入の減免、徴収猶予等
出納室	1 費用の出納及び物品の調達
議会事務局	1 町議会に関すること
教育委員会	1 児童生徒の救援等 2 避難所の確保、開設、運営への協力 3 文教施設等の状況把握、提供 4 文化財の受入、保管 5 学用品等の供与

## 4 活動要領

### (1) 情報

#### ア 避難住民の受入に係る情報の収集、分析、共有

町（総務課）は、県（危機管理局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民の人数、到着予定日時、避難経路、内訳（性別、年齢別、高齢者、障害者、乳幼児等の人数など）等、避難住民の円滑な受入に必要な情報を収集、分析し、町内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難住民の受入に必要な情報について、住民へ提供します。

#### イ 避難住民等の救援に係る情報の収集、分析、共有

町（総務課）は、この際、消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織などの協力を得て、町内の避難所、避難住民等の状況を把握します。また、県（防災局）、要避難市町村等と連絡調整を行い、避難住民等の的確かつ迅速な救援に必要な情報を収集、分析し、若桜町内の関係機関・団体等へ提供します。

また、避難生活に必要な情報について、避難住民等へ提供します。

#### ウ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法 94、95、96）

町（町民福祉課）は、県（文化観光局）、要避難市町村、関係機関・団体等と協力して、別紙第1「情報計画」の「2 各課等の役割及び情報の要求・要請」の「(9) 安否情報」の定めるところにより安否情報を収集、整理し、県（文化観光局）へ報告するとともに、住民等からの安否情報の照会に対し、的確かつ迅速に回答します。

この際、個人情報の保護に配慮するとともに、安否情報を保有する関係機関と協力し、正確な情報管理に努めます。

### (2) 実施体制

#### ア 町の受入れ、救援体制への移行

町は、避難先地域として指定されたときは、原則として通常業務を継続しつつ、以下のとおり受入れ、救援体制を整備します。

また、受入れの進捗状況に応じて、順次救援体制へ移行します。

項目	内容
町の体制	1 職員の参集を手配、状況を確認 2 必要に応じ避難住民の誘導、避難住民等の救援実施関連課の増員等 3 マニュアル、機器等を確認
町内の体制	消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等自主防災組織などに第一報を連絡し、今後の連絡体制を確保。必要に応じ協力の要請、消防団の招集などを実施
関係機関との連携	1 県、日本赤十字社、関係機関・団体との連携を強化し、誘導、救援の実施体制を確保 2 県、関係機関・団体等への要請事項を見積もり、要請があり得る旨を事前に連絡 3 必要に応じ県、関係機関・団体等へ応援を要請。受援に係る連絡調整
備蓄物資、資機材等確認	町内の備蓄物資、資機材等について、直ちに活用できるよう準備
集合施設、避難所開設	町内の集合施設、避難所を開設
要避難市町村事務の受託	要避難市町村が被災によりその機能を有しない場合、事務を受託

#### イ 対策本部の設置

町（総務課）は、対策本部を設置すべき町としての指定を受けたときは、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(2) 実施体制」の「イ 対策本部の設置」に準じて対策本部を設置します。

##### (ア) 計画・運用班

避難住民の受入れ、避難住民等の救援について計画調整します。

##### (イ) 情報・広報班

避難住民の誘導及び避難住民等の救援に要する情報について収集、分析します。また、避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

##### (ウ) 総務・調整班

避難住民等の救援に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

##### (エ) 現地対策本部

必要に応じ現地対策本部を設置します。

#### ウ 関係機関の救援体制

町は、避難住民の受入れ、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、県、関係機関・団体等との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図ります。また、救援に要する施設、物資、資機材の確保、安否・被災情報の提供、武力攻撃災害発生の際の被災住民の救出救助等について、必要な要請と連絡調整を行います。

##### (ア) 要避難市町村の受援体制

町は、国民保護計画で定めるところにより、要避難市町村の受援体制を整備します。

##### (イ) 警察の救援体制

警察は、避難先地域、避難所などの防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署に

における警備本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により警察庁等と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保することとされています。

(ウ) 消防の救援体制

消防は、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、消防局における警戒本部の設置等による総合対策を実施するほか、必要により消防庁と連絡の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保するよう努めることとされています。

(エ) 公共的団体との連絡調整

町（総務課ほか各担当課）は、避難先地域としての指定を受けたときは、直ちに町内の公共的団体と連絡調整、情報収集を行い、受入れ、救援に際して必要な協力とその準備を要請します。

(オ) その他関係機関との連絡調整

町は、指定地方行政機関、指定（地方）公共機関、自衛隊等に対しては、原則として県（防災局）を通じて連絡調整を行います。武力攻撃災害の発生など緊急の場合には直接通報、協力要請を行います。

a 他市町村との連絡調整

町は、避難住民の受入れ及び避難住民等の救援を行うに当たり、①近隣の市町村、②要避難市町村の避難経路である市町村と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。

特に、県外からの避難住民の受入れに当たっては、県（防災局）を通じて、協議（法58①）、情報収集、連絡調整等を行うとともに、要避難市町村、避難経路となる市町村との緊密な情報交換、連携に努めます。

b 指定（地方）公共機関との連絡調整

町内で避難住民、緊急物資の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民等の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

c 指定（地方）行政機関との連絡調整

町内で緊急物資の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。

d 自衛隊の国民保護等派遣（法15、20）

避難住民等の救援を円滑に実施するため必要があると認められる場合の自衛隊の国民保護等派遣については、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(2) 実施体制」の「ウ 町の国民保護体制」の「(キ) 自衛隊の国民保護等派遣」に準じます。

この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

県内の補給については、県対策本部（補給支援センター）が一元的に調整することとされています。

町は、町内の状況を集約し、県対策本部に対し必要な要請を行うとともに、町内における緊急物資などの取得、配分について連絡調整を行います。

この際、避難住民等のニーズに応じた円滑な補給及び高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する適切な補給に注意します。

イ 補給支援施設

(ア) 補給支援施設

県対策本部（補給支援センター）は、状況に応じて緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給支援の管理運営を行うこととされています。

町（町民福祉課）は、町が所管する緊急物資集積所及び補給幹線についての確かつ迅速に開設、運営、維持するとともに、その他町内の補給支援施設について状況確認、支援などを行います。

(イ) その他の施設

町（町民福祉課）は、避難住民の受入れの際、急を要する緊急物資について支給できるよう集合施設を整備するとともに、避難住民等の救援の際速やかに補給支援が実施できるよう、あらかじめ避難所を準備します。併せて、緊急物資集積所と集合施設、避難所の間を結ぶ町内の配分体制を整備します。

ウ 補給必要量

(ア) 受入れ及び救援初動段階

町（町民福祉課）は、避難住民等数から生活必需品の補給必要量を見積もり、県対策本部へ請求します。

(イ) 救援段階

町（町民福祉課ほか各課）は、町内の避難住民等の状況を把握し、日用品、嗜好品なども含む補給必要量を集計して県対策本部へ請求します。

この際、画一的な補給に陥ることなく、避難住民のニーズに応じたきめ細かい補給が確保されるよう配慮します。

エ 取得

町（町民福祉課）は、原則として県から補給品を取得し、受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入場所への職員の派遣など町内の受入体制を整備します。また、緊急を要する補給品については、直接購入等により取得します。

オ 配分

町（町民福祉課）は、緊急物資集積所等に配分された補給品について、町内の各避難所等に配分します。この際、県（商工労働部）、町内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請するとともに、必要に応じて消防団、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織、ボランティア等に対し、自主的な協力を要請します。この際、公平平等な配分に留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

町は、的確かつ迅速に避難住民等の救援が実施できるよう、緊急物資の円滑な運送を支援します。

この際、県（商工労働部）、運送事業者である指定（地方）公共機関、道路管理者その他関係機関・団体との密接な連携に留意します。

イ 運送支援施設

町（農林建設課）は、他の道路管理者と連携して、町内の運送網の情報を把握し、県（県土整備部）に対し提供するとともに、町が所管する運送経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）し、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。

また、避難所、緊急物資集積所周辺の道路、運送経路へのアクセス道路等についても確保に努めます。

この際、冬季における除雪に特に留意し、運送経路である町道については速やかに除雪を行うとともに、町道以外の運送経路については、各道路管理者に対し、除雪を依頼します。

ウ 運送業務

(ア) 配分計画の決定

町（総務課、ふるさと創生課、農林建設課）は、県運送計画を受けて、町内の各避難所等に対する配分計画を策定します。

(イ) 運送力の確保

町（ふるさと創生課）は、原則として県（商工労働部）から運送手段を確保し、町内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、町内の受入、配分体制を整備します。

また、必要に応じ町内の指定地方公共機関以外の運送事業者等に対し、運送を要請しま

す。

(ウ) 運送の実施

町（ふるさと創生課）は、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(4) 運送」の「ウ 運送業務」の「(ウ) 運送の実施」に準じて運送を実施します。

エ 交通規制

町（総務課）は、若桜町内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに、緊急物資の運送等のため必要がある場合は、町内における交通規制の実施について郡家警察署長に対し連絡調整、要請を実施します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

町（町民福祉課）は、町内の医療等の提供状況、避難所等の衛生状況を把握し、県（福祉保健部、生活環境部）、要避難市町村、関係機関・団体等と緊密に連携して、町内の避難住民等に対する医療等の提供、衛生の確保、感染症の予防などに努めます。

イ 衛生支援組織

(ア) 町内の衛生支援組織の活動

町（町民福祉課）は、町内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し臨時医療施設の開設、救護班の派遣などを要請するとともに、町内の臨時医療施設、救護班の活動について、連絡調整、支援を支援します。

(イ) その他の施設等の活動

町（町民福祉課）は、避難所の管理者等と連携して、避難住民の衛生管理、健康維持を行うとともに、必要に応じ応急手当を実施します。

ウ 治療業務

(ア) 医療等の提供

町（町民福祉課）は、町内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対し、医療等の提供に係る要請、連絡調整及び補助を行います。

(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処

町（町民福祉課）は、武力攻撃災害等が発生したときは、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(5) 衛生」の「ウ 治療業務」の「(イ) 武力攻撃災害等への対処準備及び対処」に準じて対処します。

エ 搬送業務

町（町民福祉課）は、搬送必要者数など町内の状況を確認し、県に対し、①町内の集合施設、避難所等から臨時医療施設等への搬送、②町外への搬送、を要請するとともに、搬送車両の受入れ等について連絡調整を行います。

報し、迅速な搬送を要請するとともに、可能な限り速やかに被災者数などの情報を収集し、県等へ提供します。

オ 防疫業務

町（町民福祉課）は、県、要避難市町村、関係機関・団体と連絡調整し、的確かつ迅速に避難住民等に対する予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療を実施・補助するとともに、感染症の予防法及び発生時の対処等について避難住民等に周知します。

また、避難所の衛生維持に努めます。

なお、感染症等が発生した場合には、遅滞なく発生情報を収集し、県、消防局、関係機関・団体と連携し、直ちに病原体検索、消毒、隔離及び診療等を実施・補助し、拡大の防止に努めるとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。

(ア) 飲料水の安全確保

町（農林建設課）は、町内の飲料水の供給状況を把握し、避難住民等に対する飲料水供給のため、上下水道を確保、改良するとともに、適時適切に水質検査を行い、飲料水の安全を確保します。

(イ) 食品の安全確保

町（町民福祉課）は、町内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等



と連携して、業務を実施、補助します。

- 1 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- 2 食品集積所の衛生確保
- 3 避難所の食品衛生指導
- 4 関係施設の貯水槽の簡易検査
- 5 仮設店舗等の衛生指導
- 6 その他食品に起因する危害発生の防止
- 7 食中毒発生時の対応

(ウ) 避難所の食品衛生指導

町（町民福祉課）は、町内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

- 1 避難所における食品衛生管理体制の確立
- 2 食品の衛生確保
- 3 手洗いの励行
- 4 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- 5 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- 6 情報提供
- 7 殺菌・消毒剤の手配、調整

(エ) 避難所の防疫措置

町（町民福祉課）は、町内の避難所の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

- 1 トイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒（避難所開設後速やかに及び適宜実施）
- 2 健康調査及び健康相談（避難所開設後速やかに）
- 3 給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導

(オ) 消毒とその確認

町（町民福祉課）は、町内の要消毒場所、消毒状況等を把握するとともに、県、関係機関・団体等と連携して、業務を実施、補助します。

- 1 被災家屋、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒又は消毒薬の配布・指導
- 2 被災地の汚染された井戸の消毒（汚染された場合直ちに実施し、以後、消毒薬を住民に配布し、住民の自主的な消毒の実施後、消毒を確認）

カ 健康管理業務

町（町民福祉課）は、町内の避難住民等の健康状況を把握するとともに、県、関係機関・団体と連絡調整を行い、業務を実施、補助します。この際、冬季の防寒対策などに特に留意します。

- 1 健康相談・指導の実施、健康相談等窓口の設置  
避難地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等
- 2 患者の早期発見、被災地の感染症発生状況の把握、必要に応じて応急治療等
- 3 感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離、患家・避難所の消毒の実施及び指導
- 4 栄養管理、栄養相談及び指導を実施
- ※ 高齢者、障害者、乳幼児等の心身双方の健康状態に特に配慮

キ 廃棄物・し尿処理

町（町民福祉課）は、避難住民数、処理施設の状況などに基づいて廃棄物・し尿処理計画を策定し、廃棄物・し尿を処理します。

また、避難住民等、避難所の管理者などに対し、廃棄物の排出の場所・日時・方法の設定、

仮設トイレ等の使用上の注意等を、周知します。

(7) 廃棄物処理とその特例

a 町(町民福祉課)は、避難住民等の数から廃棄物の量を見積もり、処理場、処理用の車両、人員等を確保します。

この際、必要に応じ東部広域行政管理組合、県(生活環境部)、近隣市町村、関係機関・団体等に応援を求めます。

また、要避難市町村、避難所の施設管理者と連携して、避難住民等に対し、廃棄物の排出の場所・日時・方法等について、周知します。

b 町(町民福祉課)は、廃棄物処理について環境大臣により特例地域に指定されたときは、廃棄物処理法による許可を受けていない者に、特例基準で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を行わせるとともに、必要に応じ廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(イ) し尿処理

a し尿処理の基本的考え方は以下のとおりです。

<p>1 水を確保することによって、下水道機能を確保します。</p> <p>2 1の対策と併せ、仮設トイレ等を使用します。なお、貯留したし尿は原則として下水道施設(処理場の他に、幹線管きよを使用します。)への投入により処理します。</p>
---

b し尿処理方法は、以下のとおりです。

避難所	<p>避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用の可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。</p> <p>それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を設置します。</p> <p>また、くみ置き水等を利用した水洗トイレの使用について、避難住民等へ周知します。</p>
地域	<p>ライフラインの供給停止により住宅において従来の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレを使用できるようにします。このため、井戸、河川水等によって水を確保して下水道機能を活用します。</p> <p>また、家庭、事業所に対し、水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知します。</p> <p>便槽付の仮設トイレ等が使用できる場合には、あわせてこれも使用し地域の衛生環境を確保します。</p>

c 仮設トイレ等のし尿処理については、以下のとおりです。

仮設トイレの設置等	<p>1 設置体制等の設定 仮設トイレ等については、まず、県との連携備蓄により対処し、不足した場合は原則として県が調達し、町へ配分することとされています。</p> <p>2 高齢者・障害者に対する配慮 仮設トイレ等の機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に対する配慮を考慮します。</p> <p>3 設置場所等 仮設トイレ等の設置に当たっては、し尿の収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知します。</p>
し尿処理計画	<p>1 収集体制の整備 仮設トイレ等の設置状況に基づき、収集体制(人員、車両、施設など)を整備します。</p>

	<p>2 応援体制の整備 収集体制に不足が生じた場合は、県、近隣市町村、関係機関・団体等に対し、搬入する処理場の確保など、必要な応援を要請確保します。</p> <p>3 収集作業 被害状況、収集場所等の情報に基づき、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を吸上車（バキュームカー）により収集の上、下水処理場に搬入して、し尿を処理します。</p>
--	--

## ク その他

## (7) 避難所の衛生管理

町は、町内の避難所の衛生状況を把握するとともに、県が作成した「避難所等の衛生管理マニュアル」に基づき、避難所の保健衛生対策を実施、補助します。

	<p>1 避難所の衛生管理指導に関する活動方針 町（町民福祉課）は、町内の避難所の情報を把握し、必要に応じ県と連絡調整を行うとともに避難住民等の再配分及び衛生管理を実施、補助します。</p> <p>2 避難所の衛生管理指導に関する業務 町（町民福祉課）は、町内の避難所の状況を把握し、管理者と連携して、避難所内外におけるごみ保管場所等の消毒、飲料水の衛生及び衛生的な室内環境を保持するために、土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定、避難住民等の生活環境上必要な物品の確保、避難住民等の間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民等への衛生管理上の注意事項等を周知します。</p>
--	---

## (イ) 入浴

町（町民福祉課）は、町内の避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、仮設浴場、シャワー施設などの設置及び入浴用水の確保を要請します。

また、高齢者、障害者、乳幼児等の入浴については、可能な限り高齢者施設、障害者施設、福祉避難所などへの受入れにより対応するものとし、必要に応じて施設、設備の設置、介助要員の確保などについて、県（福祉保健部）と連絡調整を行います。

あわせて、町内の公衆浴場の営業情報などを、県（生活環境部）、避難住民等へ提供します。

## (ウ) 洗濯

町（町民福祉課）は、町内の避難所の設置状況、避難住民等の受入状況に基づき、県（生活環境部）に対し、洗濯場の設置（洗濯機の借上げ等）、洗濯用水の確保等について協力を求めます。

また、高齢者、障害者、乳幼児等の衣類の洗濯については、可能な限り高齢者施設などへの受入により対応するものとし、必要に応じて介助要員の確保などについて、県（福祉保健部）と連絡調整を行います。

## (6) 施設

## ア 業務実施の基本的事項

町（町民福祉課、農林建設課）は、町内の各施設及び用地の状況を把握し、県等と密接に連絡調整の上、施設の提供、維持を実施、補助します。

また、要避難町役場の仮庁舎などを設置・維持するとともに、被災した要避難市町村有施設について代替施設の確保等、必要な対応を実施します。

## イ 必要量

## (7) 避難所、臨時医療施設

町（町民福祉課）は、避難住民等の数、町内の避難住民等及び施設の状況に応じ、建設・整備を必要とする避難所、臨時医療施設等の必要量を見積もります。

## (イ) 公共施設

町（総務課）は、状況に応じ、要避難市町村と協議し、要避難市町村役場の仮庁舎、必要に応じ要避難市町村立病院仮庁舎、仮設校舎などが設置できるよう、必要回線数などの

見積もり、候補施設の確認、連絡調整等を行い、可能な限り迅速に業務を開始できるよう準備するとともに、状況に応じ適切な維持及び所要の充実に協力します。

#### ウ 建設

##### (ア) 救援施設

##### a 避難所

##### ① 避難所の開設

町（町民福祉課、教育委員会）、県（防災局、福祉保健部ほか各部局）などは、協力して以下のとおり避難住民等へ避難所を提供することとされています。

機関名	内 容
避難所管理者	1 避難所管理者は、その管理する避難所を開設します。 2 避難所管理者は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難住民等の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、町（町民福祉課）、県（福祉保健部）及び郡家警察署、東部消防局等関係機関に連絡します。 3 避難所が不足する場合には、一時的に避難住民等を受け入れるため、野外に収容施設を開設します。 なお、野外に収容施設を開設した場合の町（町民福祉課）、県（福祉保健部）及び関係機関への連絡については、避難所の開設と同様です。 4 野外収容施設の開設に必要な資材が不足するときは、町（町民福祉課）、県（福祉保健部）に調達を依頼します。 5 野外収容施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とします。
避難先市町村(町民福祉課、教育委員会)	1 町民福祉課 ① 町内の避難所の開設状況を把握し、野外受入施設の設置に必要な資材等の調達について県（福祉保健部）に依頼します。 ② 必要に応じ、教育委員会に対し、避難所開設の応援を要請します。 2 教育委員会 町民福祉課から避難所開設の応援要請を受けた場合は、県（教育委員会）と連絡をとり、開設に協力します。

この際、避難住民等の受入状況に応じた適時適切な避難所の提供に注意するとともに、避難の長期化が予想される場合等は、可能な限り避難所の質的向上を図ります。

##### ② 避難所の運営

町は、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、県から要請を受けた場合、協力を行います。

機関名	内 容
避難所管理者	避難所管理者は、避難所の運営が混乱なく円滑に行われるよう、県（福祉保健部）が事前に作成した「避難所運営マニュアル」に基づき適切に避難所を運営します。
避難先市町村(町民福祉課、教育委員会)	1 町民福祉課 ① 避難住民の受入れに当たっては、可能な限り自治会単位に避難住民の集団を編成し、この際、自治会の他、自警団、女性消防隊等の自主防災組織などと連携して班を編成の上、受け入れるよう努めます。 ② 避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、県から要請を受けた場合、協力を行います。 2 教育委員会 町立学校は、県立学校に準じて協力・援助を行います。

##### b 応急仮設住宅等

町（町民福祉課、農林建設課）は、町内の建設用地やライフラインの状況把握、県、

関係機関・団体との密接に連絡調整等を行い、応急仮設住宅の整備を実施、補助します。  
この際、不足する資材などについては、県（農林水産部）等へ応援を要請します。

c 町営住宅等

町（農林建設課）は、避難先地域に指定されたときは、町営住宅の新規入居の停止、空き状況等の確認等を行い、必要に応じて避難住民等に提供します。

d 施設等の運営

(i) 公共施設

町（農林建設課）は、要避難市町村役場仮庁舎、必要に応じ要避難市町村立病院仮庁舎などの提供・設営について連絡調整を行い、施設の提供、必要な改修、回線敷設などを実施します。

この際、必要に応じ、県（県土整備部）に対し、①職員派遣等の人的支援、②物資、資機材供給等の物的支援、③技術上の助言などの支援を要請します。

エ 不動産の計画

(ア) 避難所など

町（農林建設課ほか各課）は、以下のとおり町内の応急仮設住宅等の建設用地を確保、提供します。

この際、建設用地の必要量の適切な見積り、県、関係機関・団体との密接な連絡調整に注意するとともに、必要に応じ県等に応援（土地等の使用手続（法 82～84）を含む。）を要請します。

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 町内の建設候補地の状況確認                     |
| 2 | 建設用地の事前確保、使用許可                    |
| 3 | 町所管用地等の転用                         |
| 4 | 建設用地における応急仮設住宅及びこれに伴うライフライン等の建設準備 |
| 5 | 賃貸借等の契約                           |

(i) 公共施設

町（農林建設課）は、要避難市町村役場仮庁舎などの候補施設のうち用地等の確保が必要なものについて、候補となる施設の管理者、用地所有者などに連絡し、賃貸借等の契約を行います。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

通常の業務を継続しつつ救援を実施、補助するため、必要に応じて人員の増員、配置変更、組織の改編等を行います。

この際、職員の安全確保に配慮するとともに、不足する人員等については、速やかに県等に対し派遣要請等を実施します。

イ 被災者の捜索、救出

別紙第5「避難段階の計画」に準じて被災者の捜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

(ア) 埋葬、火葬

町（町民福祉課）は、迅速な死亡届の受理及び火葬（埋葬）許可書の交付に努めるとともに、県に対して町内の埋葬場に係る情報提供や連絡調整などを行います。

(i) 遺体の取扱い

町（町民福祉課）は、消防団による遺体の捜索、遺体の一時保管所の確保、開設、運営への協力などを行います。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難受入段階においては、別紙第4「避難準備段階の計画」の「4 活動要領」の「(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化」に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

避難受入段階で突発的に武力攻撃災害が発生したときは、別紙第3「緊急避難段階の計画」に準じて対処します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

避難受入段階においては、武力攻撃（予測）事態の認定等により住民の不安感、緊張感が高まることや一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、町（町民福祉課）は、「第3章 構想」の「2 実施要領」の「(6) 住民生活の安定に関する措置等の概要」により、町内の生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、県（生活環境部）等に対し価格安定措置を実施するよう要請します。

イ ライフライン等の確保

a 町（農林建設課）は、町が管理する上下水道について施設や設備の警戒、水質検査情報収集を強化し、確実に供給を確保するとともに、避難住民等の受入れに伴い必要に応じて施設の改良等を実施します。

b 町（農林建設課）は、電気、電気通信などライフライン事業者等との連携を強化し、町内のライフラインの確保に遺漏がないようにします。

ウ 防犯等

町（総務課）は、避難所等における窃盗事案等の発生、救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、郡家警察署等と連携し、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒の強化を行います。

エ 住民への周知

町（総務課）は、国、県等が実施する国民生活安定措置について①避難住民等、②避難所周辺住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

オ その他

(7) 雇用の確保

町（にぎわい創出課）は、町内の避難住民等の状況を把握し、雇用確保措置に係る県との連絡調整、要請等を行うとともに、避難住民等に対して情報を提供します。

(4) 生活再建資金の融資等

町（総務課）は、避難住民等に対し、生活再建資金の融資等に関する情報を提供します。

(10) 広報、広聴活動

町（総務課）は、①避難住民等 ②避難所周辺住民 ③その他の住民に対して、被災情報、安否情報、生活安全情報等の各種情報を提供するとともに、問い合わせや相談等に応じる相談窓口を設置するなど支援を行います。

ア 広報の強化

(7) 避難住民等に対する広報

若桜町（総務課）は、避難住民等の安全と避難生活の便宜を図り、混乱を防ぐため、県対策本部（広報センター）、要避難市町村等と協力し、以下のとおり避難住民等に対する広報を実施します。

区分	内 容
広 報 項 目	1 武力攻撃（予測）事態の概要 (1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測 (2) 国、県、町などの対応状況、今後の救援 (3) 被災情報、安否情報など 2 避難所における注意事項 (1) 冷静な対応の呼びかけ (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等による今後の情報に注意すること (3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発 (4) 住民からの有事に係る重要な情報（武力攻撃災害の兆候等）について、町に

	連絡するよう求め 3 避難所での生活等に関する注意事項、生活関連情報等 4 その他 (1) 交通の規制 (2) 犯罪の予防 (3) 児童生徒の登下校に対する安全確保 (4) 交通機関の運行状況の把握 (5) 戸締り、火元・危険物の管理や他の安全対策等
	1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報 (1) 緊急通報の内容 (2) 退避の指示の内容 (3) 注意事項 (4) 情報に注意するよう呼びかけ
広報手段	避難所に対する巡回活動、広報資料の作成・配布・掲示、避難所管理者・避難所自治会からの連絡、IP電話、インターネット等
注意事項	1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。 2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないよう、十分に注意します。 3 混乱発生の恐れが予測される場合は、県（企画部）、町及び要避難市町村において、随時必要な対応及び避難住民等への広報、通報を行うものとします。

(イ) 避難所周辺住民その他の住民に対する広報

町（総務課）は、町広報を通じ、避難所周辺住民その他の住民に対し、武力攻撃（予測）事態等、避難受入などの情報を提供し、協力を要請します。

(ウ) 関係機関への要請

町（総務課）は、広く避難住民等、住民に対する広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	依頼内容	広報内容
県（企画部）	県広報と併せた広報及び広報への協力要請 1 県広報による住民への広報 2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請	1 武力攻撃（予測）事態等の現状及び予測 2 避難受入等の状況 3 避難住民等の生活関連情報、注意事項など
要避難市町村	避難住民等に対する広報	
公共的団体等	構成員等に対する広報	
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報	
集客・観光施設	場内放送等による来客に対する広報	

(ウ) 障害者、外国人等への広報

町は、障害者、外国人その他広報に配慮が必要な避難住民等に対して、別紙第5「避難段階の計画」の「4 活動要領」の「(10)広報、広聴活動」の「ア 広報の強化」の「(ウ) 障害者、外国人等への広報」に準じて広報を実施します。

イ 報道機関への情報提供

町（総務課）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

町（総務課）は、町役場、避難所などに相談窓口を設置するとともに、相談窓口に情報を集約し、安否情報、生活関連情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じて県、要避難市町村、関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。

## 5 その他

### (1) 応急教育

町（教育委員会）は、避難受入状況に応じ、県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）等と協力して避難児童生徒に対する応急教育（就学、進学、就職支援など）を実施します。

#### ア 実施すべき業務

##### (ア) 教育委員会

##### a 町内の状況確認と受入等の決定

町内の各教育施設の状況及び避難児童生徒の数等に基づき児童生徒の受入等を決定し、各校長へ避難児童生徒の受入れ及び応急教育の開始を指示します。

##### b 施設等の確保

県（教育委員会）などと連携して、避難児童生徒の受入れ及び応急教育に必要な人員、資機材、学用品、施設等を確保、手配します。

特に、若桜学園が避難所等に使用された場合は、他施設、仮校舎等、速やかに応急教育施設を確保します。

##### c 県（教育委員会）等との連絡調整

応急教育開始後速やかに、若桜学園の次の事項について取りまとめ、県（教育委員会）と連絡調整を行います。

- |   |                        |
|---|------------------------|
| 1 | 学校運営の応急措置状況            |
| 2 | 避難児童生徒の被災状況            |
| 3 | 避難児童生徒の教科用図書・学用品等の必要状況 |
| 4 | カウンセラー配置の必要性 など        |

##### d 避難受入段階の応急教育

避難受入段階において、県（教育委員会）等と連絡調整を行い、次の業務を実施します。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 児童生徒の救援、就学、進学、就職支援に関すること                              |
| 2 | 教科用図書、学用品等の給与   |
| 3 | 若桜学園の学校運営の応急措置  |
| 4 | 児童生徒及び教職員の受入れ   |
| 5 | 授業料の減免・徴収猶予、奨学金の貸与、避難・被災等による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助及びその周知 |

### (イ) 校長・園長

校長・園長は、各学校・園における児童生徒の受入、応急教育の体制を整備し、応急教育を実施します。

#### a 児童生徒の受入体制の整備



学校・園に受け入れる避難児童生徒、教員等を確認し、臨時の学級編制、担任等を定めます。

また、町（教育委員会）、県（教育委員会）と連携し、避難児童生徒へ教科用図書、学用品等を給付します。

b 児童生徒の状況確認、連絡調整

避難児童生徒の避難・被災状況を調査し、町（教育委員会）と連絡調整を行います。

c 児童生徒の安全確保など

児童生徒の登下校等の際の安全確保に注意するとともに、健康・安全教育を実施します。

d 児童生徒及び保護者などへの情報提供

応急教育の概要、注意事項などについて児童生徒、保護者その他住民などへ情報を提供します。

e 教育環境の改善

避難受入状況の推移を把握し、町（教育委員会）と連絡調整の上、教育環境を改善し、可能な限り早期に平常授業に戻すよう努めます。

イ 学用品の調達及び給与計画

町（教育委員会）は、町立若桜学園の児童生徒の被災状況、教科用図書、学用品等の必要状況に応じて、県（教育委員会）と連絡調整を図り、教科用図書（教材を含む）、学用品の給与等を実施します。

(ア) 給与の対象

武力攻撃災害により教科用図書、学用品を喪失又はき損し、就学上支障がある若桜学園の児童生徒。

(イ) 給与の期間

避難の指示の日から、定められた期間内に給与します。

(ロ) 給与の方法

教科用図書、学用品は原則として知事が一括購入し、児童生徒に対する配分は町長が実施します。

なお、使用教科書が地域ごと、学校ごとに異なるなどの問題があるので、学用品の給与を迅速に行うため、職権の委任を受けた町長が、学校長、教育委員会及び県（教育委員会）の協力を受け、調達から配分までの業務を行うこともあります。

(エ) 費用の限度

教科書、文房具及び通学用品については、定められた金額とします。

ウ 武力攻撃災害への対処

避難受入段階において武力攻撃災害等が発生した場合は、別紙第5「避難段階の計画」の「5 その他」の「(1) 応急教育」の「イ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(2) 応急保育

町（町民福祉課）は、「(1) 応急教育」に準じて、わかさこども園の応急保育を実施します。

(3) 文化財の保護

教育委員会は、町内に搬入された文化財等について、県（教育委員会）、要避難市町村（教育委員会）などと協力して適切に保管、管理します。

(4) ボランティアの協力

ア 一般ボランティア

町（町民福祉課）は、町社協、県、県社協、日赤県支部などと連絡調整の上、町へ申し込みのあったボランティアについて、受付、活動支援などを行うこととされています。

なお、避難住民等の生活支援等を行う一般ボランティアについては、県（福祉保健部）、県社協などが全県単位での受付け、整理を行います。

町・町社協	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町内の状況把握、連絡調整 町内のボランティア活動団体、民生委員、地域住民等による活動状況、町内の避難所、高齢者、障がい者、乳幼児等施設等におけるボランティアニーズ等の情報を把握し、県（福祉保健部）などに対しボランティアの派遣を要請します。</li> <li>2 受付、避難所等での活動要請及び活動支援 町へ申し込みのあったボランティアの受け付けを行い、又は登録済みのボランティアに対し、支援が必要な避難所、必要な支援内容等を決定し、活動を要請します。 活動中は地理情報、安全情報などの提供、連絡調整等によりその円滑な活動を支援します。 また、町内の自警団、女性消防隊等の自主防災組織などと連携、協働し、避難住民等に対する効果的な救援活動を行います。</li> <li>3 派遣要請等 町内のボランティアが不足する場合は、近隣の市町村、市町村社協や県（福祉保健部）、県社協に派遣を要請します。</li> </ol>
-------	---

## イ 専門ボランティア

町は、県と町内における派遣、活動などに係る連絡調整を行います。

## (7) 医療救護関係ボランティア

町	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報提供、派遣要請 町（町民福祉課）は、鳥取保健所、要避難市町村等と連携し、町内の避難所、臨時医療施設等の状況把握を行い、県（福祉保健部）などに対し、不足する医師の人数等の必要な情報の報告、医療救護関係ボランティアの派遣要請等を行います。</li> <li>2 受入れ、連絡調整 また、医療救護関係ボランティアの受入れについて県などと連絡調整を行うとともに、町内の情報提供等によりボランティアの活動を支援します。</li> </ol>
---	--

## (4) 教育ボランティア

教育委員会は、町内における応急教育の状況及び実施の段階に応じ、県（教育委員会）に対し、必要となるボランティア要員の派遣要請について連絡調整を行います。

## ウ ボランティアの安全確保

ボランティアの協力を得るのは、その活動地域が安全であることが大前提です。町（町民福祉課）は、あらかじめ活動地域の安全を確認するとともに、活動中のボランティアへの情報提供などにより、その安全確保に努めます。